離島等供給約款以外の供給条件の内容

１　適　用　範　囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は，離島等供給約款［低圧用］(2025 年３月 14 日届出。以下「離島約款［低圧]」といい，当該離島約款［低圧］が届出により変更された場合は，変更後の離島約款［低圧］をいいます。）または離島等供給約款［高圧用］(2026 年３月５日届出。以下「離島約款［高圧]」といい，当該離島約款［高圧］が届出により変更された場合は，変更後の離島約款［高圧］をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

２　適　用　期　間

(1)　適用期間は，(2)，(3)および(4)の場合を除き，2026 年７月の検針日から 2026 年 10 月の検針日の前日までといたします。

(2)　定額制供給の場合は，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，離島約款[低圧]の臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(1)にいう検針日は，応当日といたします。

(3)　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(4)の場合を除き，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，計量日といたします。

(4)　離島約款［高圧］にもとづき電気の供給を受けるお客さまで，検針日が毎月初日のお客さまについては，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

３　燃 料 費 調 整

(1)　離島約款［低圧］にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは，離島約款［低圧］15(定額電灯)(4)もしくは離島約款［低圧］20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，離島約款［低圧］16(従量電灯)(1)ニ，離島約款［低圧］19(臨時電灯)(1)ハ，離島約款［低圧］24(臨時電力)(3)イもしくは離島約款［低圧］25(農事用電力)(2)ニ(ｲ)の料金または離島約款［低圧］16(従量電灯)(2)ニ，離島約款［低圧］16(従量電灯)(3)ホ，離島約款［低圧］17(時間帯別電灯)(5)，離島約款［低圧］18(高負荷率電灯)(5)，離島約款［低圧］19(臨時電灯)(2)ハ，離島約款［低圧］19(臨時電灯)(3)ロ，離島約款［低圧］20(公衆街路灯)(2)ニ，離島約款［低圧］22(低圧電力Ⅱ)(3)，離島約款［低圧］23(低圧季節別時間帯別電力)(4)，離島約款［低圧］26(ホワイトプラン電力[24 時間通電型])(1)ニもしくは離島約款［低圧］26(ホワイトプラン電力[24 時間通電型])(2)ニの電力量料金において，燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

(2) 離島約款［高圧］にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは，離島約款［高圧］15(業務用電力)(5)，離島約款［高圧］16(業務用季節別時間帯別電力)(5)，離島約款［高圧］17(高圧電力)(1)ホ，離島約款［高圧］17(高圧電力)(2) ニ，離島約款［高圧］18(季節別時間帯別電力)(1)ホ，離島約款［高圧］18(季節別時間帯別電力)(2)ニ，離島約款［高圧］19(臨時電力)(3)，離島約款［高圧］20(自家発補給電力Ａ)(3)，離島約款［高圧］21(自家発補給電力Ｂ)(3)もしくは離島約款［高圧］22(予備電力)(3)電力量料金において，燃料費等調整額を加えることをいいます。

４　料　　金

(1)　離島約款［低圧］にもとづき電気の供給を受ける場合

２(適用期間)に定める適用期間における，離島約款［低圧］15(定額電灯)(4)もしくは離島約款［低圧］20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，離島約款［低圧］16(従量電灯)(1)ニ，離島約款［低圧］19(臨時電灯)(1)ハ，離島約款［低圧］24(臨時電力)(3)イもしくは離島約款［低圧］25(農事用電力)(2)ニ(ｲ)の料金または離島約款［低圧］16(従量電灯)(2)ニ，離島約款［低圧］16(従量電灯)(3)ホ，離島約款［低圧］17(時間帯別電灯)(5)，離島約款［低圧］18(高負荷率電灯)(5)，離島約款［低圧］19(臨時電灯)(2)ハ，離島約款［低圧］19(臨時電灯)(3)ロ，離島約款［低圧］20(公衆街路灯)(2)ニ，離島約款［低圧］22(低圧電力Ⅱ)(3)，離島約款［低圧］23(低圧季節別時間帯別電力)(4)，離島約款［低圧］26(ホワイトプラン電力[24 時間通電型])(1)ニもしくは離島約款［低圧］26(ホワイトプラン電力[24 時間通電型])(2)ニの電力量料金は，離島約款［低圧］に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表１(燃料費調整額の算定)(4)ロ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により算定される場合は，別表１(燃料費調整額の算定)(5)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表１(燃料費調整額の算定)(4)ロ(ﾆ)により算定される場合は，別表１(燃料費調整額の算定)(5)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(2)　離島約款［高圧］にもとづき電気の供給を受ける場合

２(適用期間)に定める適用期間における，離島約款［高圧］15(業務用電力)(5)，離島約款［高圧］16(業務用季節別時間帯別電力)(5)，離島約款［高圧］17(高圧電力)(1)ホ，離島約款［高圧］17(高圧電力)(2)ニ，離島約款［高圧］18(季節別時間帯別電力)(1)ホ，離島約款［高圧］18(季節別時間帯別電力)(2)ニ，離島約款［高圧］19(臨時電力)(3)，離島約款［高圧］20(自家発補給電力Ａ)(3)，離島約款［高圧］21(自家発補給電力Ｂ)(3)もしくは離島約款［高圧］22(予備電力)(3)の電力量料金は，離島約款［高圧］に定める燃料費等調整によらず，別表２(燃料費等調整額の算定)(6)によって算定された燃料費等調整額を加えるものといたします。

５　そ　の　他

その他の事項については，離島約款［低圧］または離島約款［高圧］に定めるところによるものといたします。

別　表（燃料費等調整）

１　燃料費調整額の算定

離島約款［低圧］にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費調整額は次のとおり算定いたします。

(1) 平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，１００円単位とし，１００円未満の端数は，１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝０．０４１５

β＝０．０７４５

γ＝１．２４９９

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2) 基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，７９，８００円といたします。

(3) 調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの調整上限燃料価格は，１１９，７００円といたします。

(4) 燃料費調整単価

イ　基準となる燃料費調整単価

(ｲ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，基準燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ａ　定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

(a) １キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(6)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(b)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り，かつ，調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(6)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(c)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合
平均燃料価格は，調整上限燃料価格といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(6)\text{の基準単価}}{1,000}$$

b　a 以外の場合

(a)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(6)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(b)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(6)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ)　基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a　各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，ｂおよびｃの場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026 年３月１日から 2026 年５月 31 日までの期間	2026 年７月の検針日から 2026 年８月の検針日の前日までの期間
2026 年４月１日から 2026 年６月 30 日までの期間	2026 年８月の検針日から 2026 年９月の検針日の前日までの期間
2026 年５月１日から 2026 年７月 31 日までの期間	2026 年９月の検針日から 2026 年 10 月の検針日の前日までの期間

b　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，ａに準ずるものといたします。この場合，ａにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，ａにいう検針日は，応当日といたします。

c　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ｄの場合を除き，各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費

調整単価適用期間は，a に準ずるものといたします。この場合，a にいう検針日は，計量日といたします。

ロ　２（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(ｲ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価 ＝ 基準燃料費調整単価 ＋ (ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ﾛ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格の場合

燃料費調整単価 ＝ (ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ﾊ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 ＝ (ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価 － 基準燃料費調整単価

(ﾆ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 ＝ 基準燃料費調整単価 － (ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ﾎ) 特別措置の燃料費調整単価

a　定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

特別措置の燃料費調整単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

		2026 年７月の検針日から2026 年８月の検針日の前日までの期間	2026 年８月の検針日から2026 年９月の検針日の前日までの期間	2026 年９月の検針日から2026 年 10 月の検針日の前日までの期間
電灯	10 ワットまでの１灯につき	１３円５９銭	１７円４８銭	１３円５９銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	２７円１９銭	３４円９６銭	２７円１９銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	５４円３８銭	６９円９１銭	５４円３８銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	８１円５６銭	１０４円８７銭	８１円５６銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	１３５円９４銭	１７４円７８銭	１３５円９４銭
	100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	１３５円９４銭	１７４円７８銭	１３５円９４銭
小型機器	50 ボルトアンペアまでの１機器につき	４０円６０銭	５２円２０銭	４０円６０銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	８１円２１銭	１０４円４１銭	８１円２１銭
	100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	８１円２１銭	１０４円４１銭	８１円２１銭

(b) 臨時電灯Ａ

特別措置の燃料費調整単価は，契約負荷設備の総容量(入力)によって，１日につき次のとおりといたします。

	2026 年７月の検針日から2026 年８月の検針日の前日までの期間	2026 年８月の検針日から2026 年９月の検針日の前日までの期間	2026 年９月の検針日から2026 年 10 月の検針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	１円１０銭	１円４１銭	１円１０銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合	２円１９銭	２円８２銭	２円１９銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	２円１９銭	２円８２銭	２円１９銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	２１円９１銭	２８円１７銭	２１円９１銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	２１円９１銭	２８円１７銭	２１円９１銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2026年７月の検針日から2026年８月の検針日の前日までの期間	2026年８月の検針日から2026年９月の検針日の前日までの期間	2026年９月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	１１円５２銭	１４円８１銭	１１円５２銭
契約電力１キロワット１日につき	２３円０３銭	２９円６１銭	２３円０３銭

(d) 農事用電力Ｂ

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2026年７月の検針日から2026年８月の検針日の前日までの期間	2026年８月の検針日から2026年９月の検針日の前日までの期間	2026年９月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	２０円７３銭	２６円６５銭	２０円７３銭
契約電力１キロワット１日につき	４１円４５銭	５３円２９銭	４１円４５銭

ｂ　従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2026年７月の検針日から2026年８月の検針日の前日までの期間	2026年８月の検針日から2026年９月の検針日の前日までの期間	2026年９月の検針日から2026年10月の検針日の前日までの期間
１キロワット時につき	３円５０銭	４円５０銭	３円５０銭

(5) 燃料費調整額

イ　定額制供給の場合

(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，(4)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ﾛ) 臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂ

燃料費調整額は，(4)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(6) 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの１灯につき	６４銭１厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	１円２８銭２厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	２円５６銭３厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	３円８４銭６厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	６円４０銭９厘
	100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	６円４０銭９厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの１機器につき	１円９１銭４厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	３円８２銭８厘
	100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	３円８２銭８厘

(ﾛ) 臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量(入力)によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	５銭２厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	１０銭３厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	１０銭３厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ １キロボルトアンペアまでの場合	１円０３銭３厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ	１円０３銭３厘

３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	

(ﾊ) 臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	１円０８銭６厘

(ﾆ) 農事用電力Ｂ

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	１円９５銭４厘

ﾛ　従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１６銭５厘

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)の各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(4)によって算定された燃料費調整単価を，インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

２　燃料費等調整額の算定

離島約款［高圧］にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費等調整額は，次のとおり算定いたします。

(1) 燃料費調整単価の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，１００円単位とし，１００円未満の端数は，１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝０．０４１５

β＝０．０７４５

γ＝１．２４９９

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　基準燃料単価

基準燃料単価は，平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１５銭７厘

ハ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79{,}800\text{円}) \times \frac{\text{ロの基準燃料単価}}{1{,}000}$$

(2) 市場価格調整単価の算定

イ　平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は，各平均市場価格算定期間における６時から１８時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。

なお，平均市場価格の単位は，１銭とし，その端数は，少数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　基準市場単価

基準市場単価は, 平均市場価格が１円変動した場合の値とし, 次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１４銭９厘

ハ　市場価格調整単価

市場価格調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，市場価格調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ) １キロワット時当たりの平均市場価格が５円００銭を下回る場合

市場価格調整単価＝（平均市場価格－５円００銭）×ロの基準市場単価

(ﾛ) １キロワット時当たりの平均市場価格が２９円００銭を上回る場合

市場価格調整単価＝（平均市場価格－２９円００銭）×ロの基準市場単価

(ﾊ) １キロワット時当たりの平均市場価格が５円００銭以上，２９円００銭以下の場合

市場価格調整単価は零といたします。

(3) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2026 年８月１日から 2026 年８月 31 日までの期間	2026 年９月１日から 2026 年９月 30 日までの期間	2026 年 10 月１日から 2026 年 10 月 31 日までの期間
１キロワット時につき	１円８０銭	２円３０銭	１円８０銭

(4) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は，次の算式により算定した値といたします。

燃料費等調整単価　＝　燃料費調整単価　＋　市場価格調整単価　－　特別措置の燃料費調整単価

(5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は，その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
2026年３月１日から 2026年５月31日までの期間	2026年６月24日から 2026年７月23日までの期間	2026年８月１日から 2026年８月31日までの期間
2026年４月１日から 2026年６月30日までの期間	2026年７月24日から 2026年８月23日までの期間	2026年９月１日から 2026年９月30日までの期間
2026年５月１日から 2026年７月31日までの期間	2026年８月24日から 2026年９月23日までの期間	2026年10月１日から 2026年10月31日までの期間

(6) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は，その１月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)によって算定した燃料費調整単価，(2)により算定した市場価格調整単価および(4)により算定した燃料費等調整単価を，インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。